

平成13年 8月

今後の中小企業信用保証制度のあり方に関する意見

名古屋商工会議所
京都商工会議所
大阪商工会議所
神戸商工会議所

中小企業信用保証制度は、中小企業にとって経営上の大きな課題である資金調達の円滑化を促し、中小企業の発展を支え、ひいては地域経済の振興に大きな役割を果たしている。しかしながら、近年、代位弁済が増加の一途を辿っており、制度の運営主体である中小企業総合事業団の信用保険部門や各地の信用保証協会の財政を圧迫し、円滑な運営に支障を来す事態も懸念されている。

折から、小泉内閣の下、聖域なき構造改革に着手されようとしているが、中小企業信用保証制度は、中小企業金融を政策的に支える有効かつ重要な手段であり、今後とも時代の新しい要請に対応しつつ、制度の持続安定的な運営がはかれるよう、制度変更も含めて所要の措置を講ずるべきである。

経済の停滞が長引く中、信用保証制度が中小企業に対するセーフティネットとしても十分機能するよう、とくに次の諸点について格段の配慮を払われるよう、強く要望する。

記

1. 代位弁済の増加への適切な対応

信用保証制度の果たしている役割の重要性に鑑み、国による信用保険準備基金ならびに信用保証協会基金の積み増しに加えて、信用保証協会や金融機関においても増加する代位弁済への適切な対応が強く求められる。このため、信用保証にかかる審査基準の精緻化、金融機関と信用保証協会との連携強化による審査機能の向上、サービスの活用も含む求償権回収体制の強化などに努めるべきである。さらに、金融機関が一定のリスクを負担する部分保証制度を導入し、審査やモニタリング機能の一層の向上を確保することも、今後検討する必要がある。その際、信用力の乏しい小規模零細企業が資金繰り難に追い込まれ、経営危機に瀕するといったことのないよう、少額保証については別途の配慮が望まれる。

2．信用リスクに応じた保証料の設定

中小企業の信用度にも差がある以上、本来的にはそれぞれの信用リスクに応じた保証条件の設定が行われるべきである。したがって、保証料についても企業の過去の返済状況などに応じた数段階の料率を設けることが望ましい。そして、こうした信用リスクに相応した保証料を徴収することで、より多くの中小企業の利用に供すべきである。そのためにも、例えば中小企業庁などで進められている中小企業信用リスクデータベース（CRD）の充実をはかるなど、データベースの整備と分析ノウハウの向上に努めることが望まれる。

3．事業の将来性等に着目した保証制度の導入

地価や株価の下落が続く中で、そうした担保の提供に限界のある中小企業が増加しており、資金調達に支障を来すことが懸念されている。そこで、中小企業が有する売掛債権についても保証の際の担保に加えるべきである。より基本的な解決策としては、担保の徴求を前提とした保証だけではなく、事業の将来性や経営者の資質などに着目した保証制度の本格的導入をはかるべきである。そのためにも、信用保証協会において新しい審査基準の導入と審査技能の一段の向上に努めることが期待される。

4．直接金融へのアプローチ支援

昨年4月に創設された中小企業が発行する私募債に公的保証を付与する特定社債保証制度は、中小企業の資金調達の多様化に資するとともに、引受金融機関にも部分保証を求めるなど、新たな信用保証システムの導入をはかるものである。今後は、中小企業においても時代の流れである直接金融に容易にアプローチすることができるよう、私募債の適債基準の緩和をはかる一方で、流通市場の整備を進めることによって、広く一般投資家も投資ができるような仕組みを構築すべきである。

5．地域特性に応じた保証制度の展開

今後各地の信用保証協会においては、全国一律の信用保証制度の運用にあたるだけでなく、各地の実情を踏まえた制度の設計・運用に努めることが期待される。そのため、例えば、それぞれの地域における産業特性、雇用動向などを勘案し、戦略的、重点的に育成すべき業種に対しては保証要件の緩和、保証枠の引上げなどの措置を講ずることが望まれる。国においても、こうした地域の産業経済の再生・発展に向けた取組みを積極的に支援すべきである。

以上